

地域計画の変更をするためには、地域の皆さんによる協議が必要なことから、変更内容に応じた協議の開催方法等についての目安をお知らせいたします。

	変更内容の概要	変更の時期	開催方法
①	目標年度の更新 ・ 地域農業の在り方 ・ 農地の利活用の方向性	概ね 5 年ごと※ ¹	原則対面※ ²
②	将来の在り方の見直し ・ 大規模農業法人の新規参入 ・ ほ場整備事業に係る土地調整等※ ⁴ ・ 農地の大規模開発※ ⁵	10 月から 12 月※ ³	原則対面※ ²
③	将来像の更新 ・ 認定農業者等の認定状況の更新 ・ 農地バンク利用者の更新 ・ 軽微な変更内容※ ⁶ ・ 齟齬による訂正	10 月から 12 月※ ³	原則書面※ ²

※¹ 農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の更新時期

※² 開催方法等については、変更内容に応じて開催
対面開催の場合で、各事業説明会等の会議などをもって開催も有

※³ 見直しの内容、状況に合わせ、開催時期については変更有

※⁴ 土地調整等とは、概ね 10 人以上

※⁵ 農地の大規模開発とは、概ね 1 ヘクタール以上

※⁶ 軽微な変更とは、団体の法人化、相続等